

【別紙3】

令和2年7月1日

市内生活介護事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課長

新型コロナウイルス感染症に係る報酬算定の臨時的な取扱いについて

標記の件について、令和2年6月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡において「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」が示されたところですが、これを受けて、短時間利用減算に係る留意事項について下記のとおりとしたのでお知らせします。

記

1 届出等について

(1) 事業所名、サービス種類、サービス提供形態（例：利用者を午前・午後に分けて分散通所等）について、障害福祉サービス課施設支援班宛てに、メールで事前に届出（様式任意）を行うこと。

(2) 該当利用者に事前に説明し、同意を得ること。文書で残すことが望ましいが、電話等の対面以外の方法により説明・同意が行われた場合は、経緯を記録、保管すること。

2 本取扱いの適用日

令和2年6月提供分の報酬から適用する。

3 その他

(1) 本措置の適用期間の終了については、別途通知するものとする。

(2) 届出等の所定の手続きがなされない場合に報酬の請求が認められない場合があるので注意すること。

千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 施設支援班

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉市中央コミュニティセンター1階

電話：043-245-5174 FAX：043-245-5630 E-mail：shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp